

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4 建設国保会館

CONTENTS

年頭所感	①
第10回理事会開催	②
各地区ブロック会議開催	②
全中連総合補償制度	②
職長・安全衛生責任者教育	③
働き方改革関連法	③
建設キャリアアップシステム	
代理登録申請	④～⑦
安衛法関係届出等帳票の作成	⑧



年頭所感

会員のサポート体制の強化に鋭意邁進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

会長 小久保 忠廣

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持も新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

さて昨年の建設業界におきましては働き方改革関連法や新・扱い手3法の施行、建設業界の新しい制度インフラとして整備された建設キャリアアップシステムの本格的な運用開始、消費税率10%への引き上げ、外国人技能実習生・就労者受入に関する告示等の改正、また多発した風水害への対応のあり方など、今後の業界に様々な影響を与える大きな動きが数多く見られました。

昨年4月1日に施行された働き方改革関連法（労働基準法、雇用対策法、労働安全衛生法等の計8本の改正法で構成）では全業種に時間外労働の罰則付き上限規制が導入されました。建設業界に対する適用は企業の規模に関係なく5年間の猶予があり2024年4月1日からの適用となりますが、業界で一番影響が大きいと考えられるのがこの時間外労働の件ですので、事業主の皆様、並びに従業員の皆様は2024年までに充分な対応を進めておく必要があると考えます。

建設キャリアアップシステムに関しては令和元年11月30日時点における事業者・技能者の登録数は事業者28,016、技能者149,999人となっておりますが、全中連では会員の皆様の登録作業のサポートを目的とした提携行政書士との代理申請事業を開始しました。また建設キャリアアップシステムに付随し現在各専門工事業業界においては技能者の能力評価基準の策定が順次進んでおり、現在までに9職種の評価基準が国土交通大臣より認定を受けております。この能力評価基準は、「建設技能者の能力評価制度に関する告示」及び、「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき策定されるものですが、評価基準の内容

としては4段階の各レベルにおいて想定する技能者像やレベル基準が示され、それぞれのレベルは就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数で分けられております。これらの基準を建設キャリアアップシステムに登録された情報と照合し、各技能者の技能レベルが評価されることになりますが、今後は国、地方並びに民間における様々な面でシステムに登録した事業所並びに技能者の活用が広く図られることになると考えます。

また同じく技能者の能力評価制度に関わってくる職長・安全衛生責任者教育においては講師の派遣による地元での教育講習の開催態勢も整えておりますので、いつでも全中連事務局へご連絡を頂ければと存じます

全中連としましては会員の皆様の建設キャリアアップシステムへの対応サポートを今年も進めてゆく所存でありますので宜しくお願ひ致します。

また、工事現場における事故等への対応と各会員事業所の経営の安定をサポートすることを目的とした全中連総合補償制度を損保ジャパン日本興亜株式会社とこの度立ち上げました。全中連総合補償制度では様々な業態（建設・土木・設備工事）に対応できる保険を念頭に設計し、団体ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料を実現しておりますので、是非とも積極的なご利用をお願い致します。

現在我々の業界は非常に速いスピードを持って将来を見据えた急激な変革が行われようとしていますが、全中連では全国の幅広い会員の皆様への更なるご期待に添えるよう、今年1年サポート体制の強化に邁進してゆく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

第10回理事会開催

昨年10月2日（水）、京都市のキャンパスプラザ京都において第10回理事会が開催され、諸規程の制定並びに既存の規程の改定、上半期の決算と下半期の予算執行について審議されました。その後引き続き、上半期の事業報告と建設国保の加入促進活動、新規事業の内容について説明が行われました。

建設国保の組合員加入促進活動に関しては昨年度を上回る実績を挙げていること、また新規事業に関しては建設キャリアアップシステムの代理申請、職長・安全衛生責任者教育講習、全中連総合補償制度の内容確認、そして会員へのサポート体制や普及方法について意見が交わされました。



各地区ブロック会議開催

中部・関西ブロック会議が昨年10月2日（水）に京都市において、北海道・東北・関東・北陸ブロック会議が同月9日（水）に東京都中央区において、中国・四国・九州ブロック会議が同月15日（火）に福岡県福岡市においてそれぞれ開催され、合計15団体22名の役職員が参加されました。



会議では、建設国保の担当職員より組合員加入促進活動における事務処理上の留意事項について説明を受けた後、下半期の事業計画と新規事業の建設キャリアアップシステムにおける事業者並びに技能者情報の代理登録申請事業、職長・安全衛生責任者教育講習、そして全中連総合補償制度について、それぞれの概要説明と質疑応答、意見交換が行われました。

全中連総合補償制度について

全中連では、現場において発生する様々な事故・災害への対応を図り、あわせて事業所経営の安定をサポートするトータルリスクマネジメントを目的に、全中連総合補償制度を損保ジャパン日本興亜株式会社とともに立ち上げ、来年度からの制度開始に向けて現在準備を進めているところです。

全中連総合補償制度では様々な業態（建設・土木・設備工事）、及び現場で発生し得る様々な事故にきめ細かく対応することを念頭に設計し、加えて団体ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料を実現しております。その内容は、①第三者賠償補償制度、②工事補償制度（建設工事用、土木工事用、設備工事用）、③傷害補償制度（事業者様用、一人親方様用）の3つの補償制度から成り、この中から必要な補償を選択して利用することができます。

制度概要

①第三者賠償補償制度

- 1事故あたりの支払限度額は「1億円」または「3億円」の2プラン
- 元請から支給された資材・部材を補償（自動セット）等
- リース、レンタル建機の損害を補償（オプション）等

②工事補償制度

- 建設工事、土木工事、設備工事に対応
- 様々な種類の工事を請け負われている事業者のニーズに対応

③傷害補償

- (事業者様用) ● 同居の親族以外の従業員を雇用する事業主様が加入対象
- 低廉なプランから充実したプランまで選択可能
- (一人親方様用) ● 本人のみ、又は同居親族のみで操業する一人親方様が加入対象
- 総合補償制度内でご用意することで一人親方様の保険手続きの一本化を支援

※詳しくは事務局（03-5651-7301：佐藤）までお問い合わせください。

職長・安全衛生責任者教育について

労働安全衛生法（以下、安衛法）第60条では、事業者はその事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは（建設業、製造業等）、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、厚生労働省で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならないとしています。また、安衛法第16条には、関係請負人は安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全責任者との連絡その他の事項を行わせなければならないと規定されています。

建設現場における安全衛生は職長・安全衛生責任者が中心となり遂行するよう法律で規定されていますが、中でも中小の建設事業所にとり安全衛生への取り組みは経営上非常に重要なポイントとなります。また建設キャリアアップシステムを利用した技能者の能力評価に関連してくる登録基幹技能者講習の受講条件においても、多くの職種で職長・安全衛生責任者教育の修了が位置付けられています。

全中連では会員皆さまの安全衛生活動の推進、そして建設キャリアアップシステムなどにも関わってくる職長・安全衛生責任者教育講習を、地元への講師の派遣という形式で隨時実施致します。

職長・安全衛生責任者教育の内容（全14時間・2日に分けて実施）

内 容	時 間
作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法 ①作業手順の定め方 ②労働者の適切な配置方法	2 時間
指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 ①指導及び教育の方法 ②作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること ①危険性又は有害性等の調査の方法 ②危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
異常時における措置、災害発生時における措置 ①異常時における措置 ②災害発生時における措置	1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること ①作業に関わる設備及び作業場所の保守管理の方法 ②労働災害防止について関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間
安全衛生責任者の職務等 ①労働安全衛生関係法令等の関係条項 ②安全衛生責任者の役割と心構え	1 時間
統括安全衛生管理の進め方 ①安全衛生計画 ②安全施工サイクル ③安全工程打ち合せの進め方	1 時間

働き方改革関連法(時間外労働の上限規制)について

働き方改革関連法は昨年4月1日に施行されていますが、建設業においては時間外労働の罰則付き上限規制には5年間の猶予があることから、2024年からの適用となります。

その内容は、①時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間、②臨時に特別な事情があり、労使双方の合意がある場合（特別条項付き36協定届）の時間外労働は年720時間以内、③年720時間以内を前提に、時間外労働と休日労働の合計が単月の場合100時間未満、④年720時間以内を前提に、時間外労働と休日労働の合計について「2か月平均」・「3か月平均」・「4か月平均」・「5か月平均」・「6か月平均」がすべて一月当たり80時間以内、となります。

働き方改革相談窓口として、各都道府県に「働き方改革推進支援センター」が設置され、働き方改革関連法に関する相談、助成金の活用、労務管理に関する相談などを受け付けています（事業主の方が対象です）。

建設キャリアアップシステム代理登録申請について

建設キャリアアップシステムは昨年4月より本格的な運用が開始され、11月末までのシステム登録数は、事業者 28,016、技能者 149,999 人となっています。この建設キャリアアップシステムは我が国の建設業界が将来にわたって、その重要な役割を果たすために、技能者の高齢化や若年者の入職者数減少などの構造的な課題への対応を図り、建設業を支える優れた担い手を確保・育成することを目的に官民が一体となり推進されているものです。特に今後は建設キャリアアップシステムを活用した技能者の能力評価制度が一般に広く普及して行くことから、能力評価の基本となるシステムへの登録は新年度以降大きく増加すると見られております。

全中連では建設業界のこのような動きに対し、会員サポート事業の一つとして、建設キャリアアップシステムにおける「事業者並びに技能者情報の代理登録申請」を行政書士と提携し、開始しました。事業者又は各技能者の皆さんにとり煩雑な作業が伴う登録作業を全中連がサポートいたしますので、是非ご活用頂ければと存じます。

※6 頁「事業者情報の登録作業の流れ」並びに7 頁「技能者情報の登録作業の流れ」をご参照下さい。

登録時・登録後において重要な初期作業の2点について

① 事業者 ID と技能者 ID の関連付けについて

■ 事業者 ID と技能者 ID の関連付けとは

事業者に所属している技能者の方が、建設キャリアアップシステムに登録した際に取得した技能者 ID と所属する事業者が建設キャリアアップシステム登録時に取得した事業者 ID を結び付けることを「関連付け」といいます。

■ 事業者 ID と技能者 ID の関連付けが必要な理由

建設キャリアアップシステムでは、技能者一人ひとりがどこの現場でどのくらいの期間作業に携わっていたのかを、就業履歴として蓄積することができます。本システムでの現場情報の登録やカードリーダーの設置等は元請事業者が行いますが、それ以外の事業者も実際に所属している技能者が携わる現場で施工体制の登録を行い、該当現場に携わる技能者の登録をする必要があります。その際に、事業者 ID と技能者 ID が関連付いていれば、その現場に携わる技能者は、建設キャリアアップカードとカードリーダーを活用することにより、建設キャリアアップシステムに就業履歴が蓄積できるようになります。

■ 事業者 ID と技能者 ID の関連付け

① 事業者 ID を先に取得し、その後で技能者情報登録申請を行った場合（事業者 ID 入力あり）

すでに事業者が事業者 ID を取得しており、所属する技能者が登録申請時に所属する事業者の事業者 ID を申請書に記入またはパソコンなどで入力した場合は、技能者が所属する事業者に自動承認され、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。

② 事業者 ID を先に取得し、その後で技能者情報登録申請を行った場合（事業者 ID 入力なし）

すでに事業者が事業者 ID を取得しているが、所属する技能者が登録申請時に所属する事業者の事業者 ID を申請書に記入またはパソコンなどで入力しなかった場合は、技能者が所属する事業者に自動承認されません。技能者 ID 取得後に「登録内容変更申請」により、所属する事業者の事業者 ID を入力することで技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。

③ 技能者 ID を先に取得し、その後で事業試情報登録申請を行った場合

技能者登録時に技能者が所属する事業者の登録がされておらず、後に事業者が登録を行った場合は、技能者が申請時に入力した「建設業許可番号」「法人番号」と、事業者の記入・入力した「建設業許

可番号」「法人番号」を照らし合わせ、「建設業許可番号」「法人番号」が合致する技能者へ事業者登録完了通知が送られます。通知を受け取った後に技能者が「登録内容変更申請」により事業者 ID を入力することで、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。

④関連付けを代行申請する場合

関連付けたい登録済みの技能者に対して、事業者が代行申請同意依頼を技能者に行い、技能者が承認することで「代行登録内容変更申請」ができます。代行により技能者の登録内容に事業者 ID を入力することで、技能者 ID と事業者 ID が関連付けされます。

2 下請・協力事業者の施工体制の登録について

建設キャリアアップシステムでは、元請事業者は事業者情報登録後に現場ごとに現場・契約情報を登録します。下請事業者は、元請事業者が登録した現場・契約情報に対して施工体制台帳を登録します。その際に、技能者の職種や立場（職長・主任技術者等）や作業内容をあらかじめ登録しておくと、建設キャリアアップカードを読み取った際に、より具体的な就業履歴が蓄積されるようになります。

施工体制を登録するためには、現場に関わるすべての事業者が建設キャリアアップシステムに登録する必要があります。上位事業者が一社でも登録していない場合、下位事業者に所属する技能者の就業履歴の蓄積は不完全なものになります。就業履歴情報の中でも技能者の能力評価基準等に関する重要な職種や立場（職長・主任技術者等）の情報が蓄積されませんので、現場に関わるすべての事業者が建設キャリアアップシステムに登録しなくてはなりません。

下位事業者が建設キャリアアップシステムに未登録の場合は、直近上位事業者が下位事業者を登録します。ただし、下位事業者の作業員名簿は登録できません。

■施工体制の流れについて

建設キャリアアップシステムでは、施工体制の登録はすべてシステム上で行うことができます。施工体制登録における事業者の登録には、「自社(直近上位事業者から下位事業者への要請・承認)による登録方法」と、複数の現場に適用できる元請事業者による「代理手続きによる登録方法」があります（あらかじめ事業者間の合意が必要です）。施工体制は、工事途中でも追加などで更新することができます。

■自社による登録方法について

＜直近上位事業者から下位事業者への要請による登録方法（1現場ごと）＞

現場ごとに直近上位事業者から下位事業者へ要請し、下位事業者が承認して事業者を登録します。上位事業者は「事業者検索」または「主に要請する事業者リスト」から下位事業者を選択できます。

■代理手続きによる登録方法について

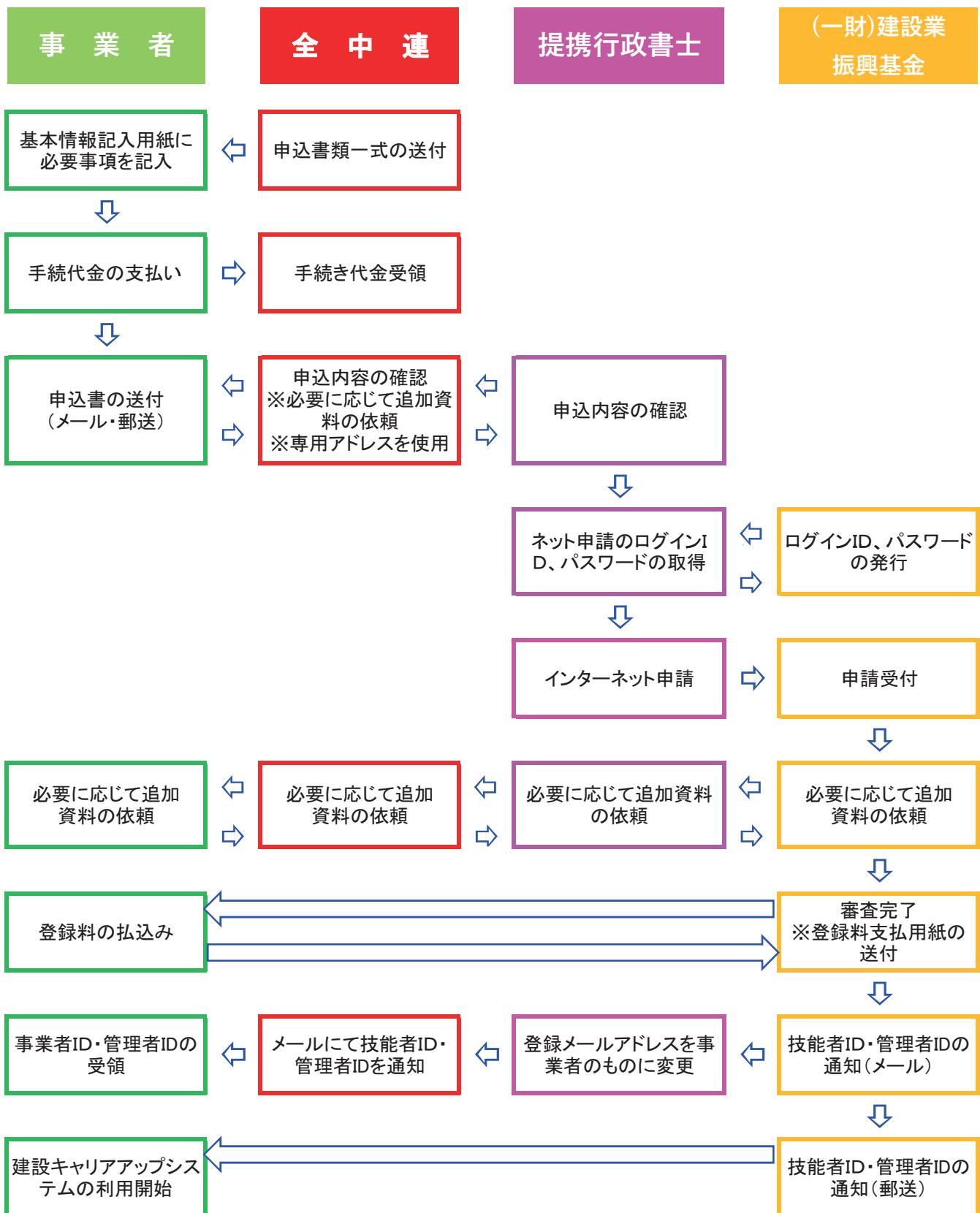
＜直近上位事業者から下位事業者への要請による登録方法（複数現場適用／2社間）＞

直近上位事業者による代理手続き登録の方法です。事前に代理手続きの合意を得ることにより、一旦合意が行われればその後は容易に施工体制が登録できます。下位事業者がパソコンを使用できない環境でも、直近上位事業所の事務所等で代理手続きが可能です。

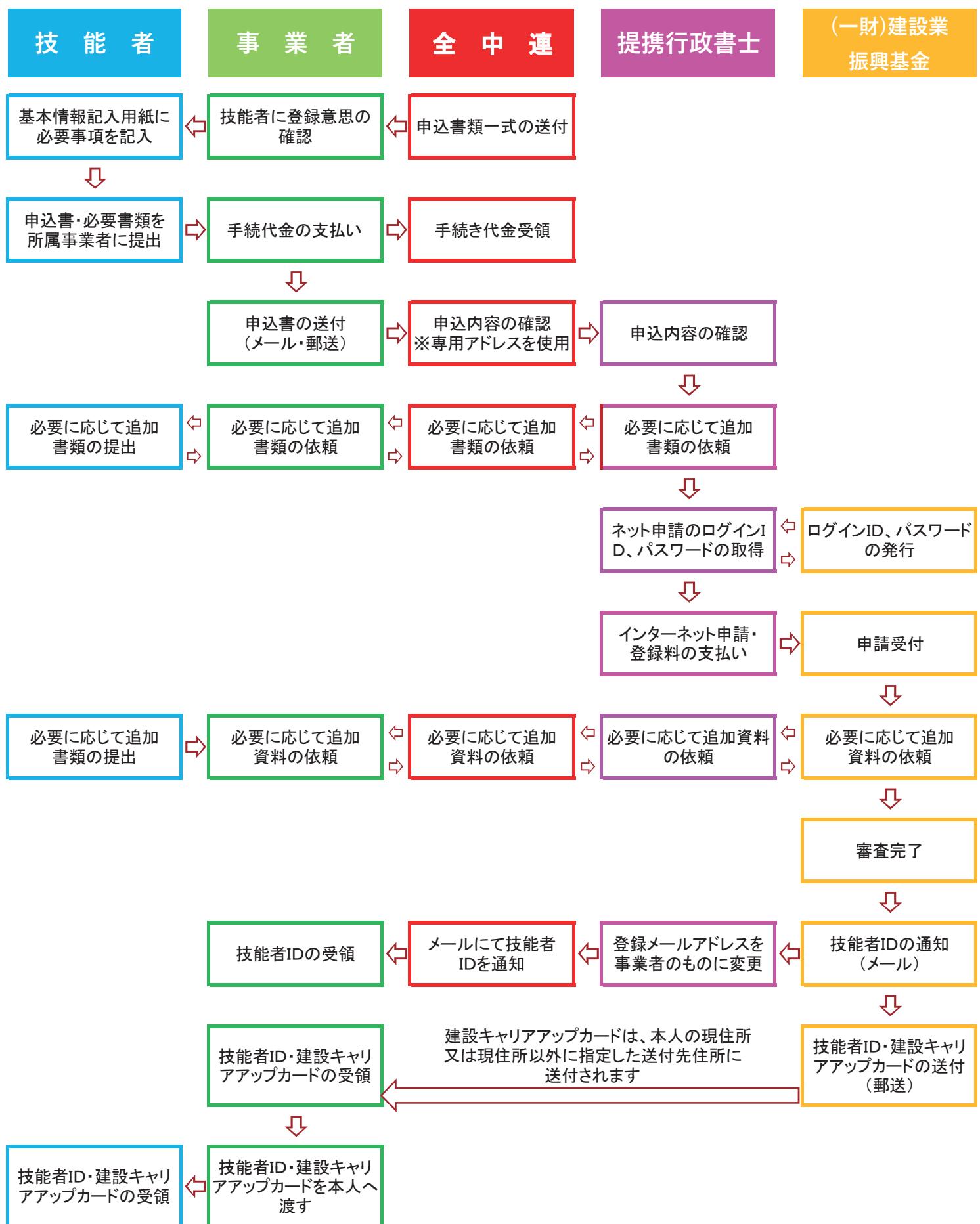
■代理手続きの合意事項と有効期限

合意事項	代理手続き事業者が直近上位事業者の立場で施工体制に委託者を下位事業者として登録します。合意はいずれの現場でも有効です。
合意の有効期限	合意後1年です。合意の取消しがない場合は自動更新されます。
合意と合意の取消し	システム上で行います。

事業者情報の登録作業の流れ



技能者情報の登録作業の流れ



労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票の作成について

厚生労働省は、労働基準監督への報告書類をインターネット上で作成できる「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を昨年12月2日から開始しました。

このサービスは事業者が労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票を作成・印刷する際に、①誤入力・未入力に対するエラーメッセージの表示、②書類の添付漏れに対する注意喚起、③過去の保存データを用いた入力の簡素化等を行うもので、事業者（帳票作成者）の利便性の向上を図ることを目的として開発されたウェブサービスです。対象となる帳票は下記のとおりで、事前の申請や登録は不要です。

①対象となる帳票

- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 労働者死傷病報告（休業4日以上）

②アクセス方法

検索窓口から「安全衛生 入力支援」と入力してください。

※このサービスは、届出や申請をオンライン化するものではありません。作成した帳票は印刷のうえ、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

※入力された情報はインターネット上に保存されません。次回以降に利用する場合はご自身のパソコンに保存してください。

※お問い合わせ先

- ・入力等、操作に関する件：労働基準局労災保険業務課 TEL 03-3920-3311
- ・帳票の取扱いに関する件：労働基準局安全衛生部 TEL 03-5253-1111

当会には、全国各都道府県に会員がいます。今回は、石川県を紹介します。



会員の窓 第1回 石川県 一般社団法人 北陸建設業協会

当協会は、地域における中小建設業者の健全な発展を支援する目的で昭和49年に北陸建設業協同組合として発足し、平成21年に一般社団法人北陸建設業協会に改組、現在に至っております。昭和50年からは全国建設工事業国民健康保険組合石川県支部として国保業務も行っており、現在母体組織として組織拡大事業にも注力しています。また、経営支援事業のみならず、石川労働局と建築工事業団体で構成する石川県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会のメンバーとして、安全衛生水準の向上と労働災害防止対策に取り組んでいくとともに、福利厚生事業の一環としてバスツアーをはじめとした多くの会員が参加、利用できる保健事業も展開しています。

石川県には兼六園や金沢城公園をはじめとする見どころや、九谷焼や加賀友禅、輪島塗と中山漆器などの伝統工芸品がたくさんあります。また、ズワイガニや甘エビ、ブリやノドグロなどの海の幸、風土に育まれた加賀野菜もとてもおいしいですから、皆さん、ぜひ石川に来て文化と食を堪能してみてください。

千里浜なぎさドライブウェイ



ひがし茶屋街



金沢21世紀美術館



近江町市場